

# 令和7年度 ふるさと・多賀城応援寄附 指定返礼品提供事業者募集のお知らせ

## 問 合 せ 先

申し込みに関すること

多賀城市 都市産業部 産業振興課 022-368-4204

返礼品決定後の各種手続き等に関すること

多賀城市 企画経営部 財政課 022-368-2352

# 目次

---

1	ふるさと・多賀城応援寄附事業の目的 .....	3
2	ふるさと・多賀城応援寄附事業の流れ .....	3
3	返礼品提供事業者の要件 .....	4
4	指定返礼品の申込要件 .....	4
5	申込期間及び提出書類等 .....	5
6	返礼品指定期間 .....	5
7	審査 .....	5
8	指定返礼品の変更及び辞退 .....	6
9	決定後の返礼品掲載フロー .....	6
10	指定返礼品発注発送及び代金支払いフロー .....	7
11	個人情報の取扱い .....	7
12	その他留意事項 .....	8

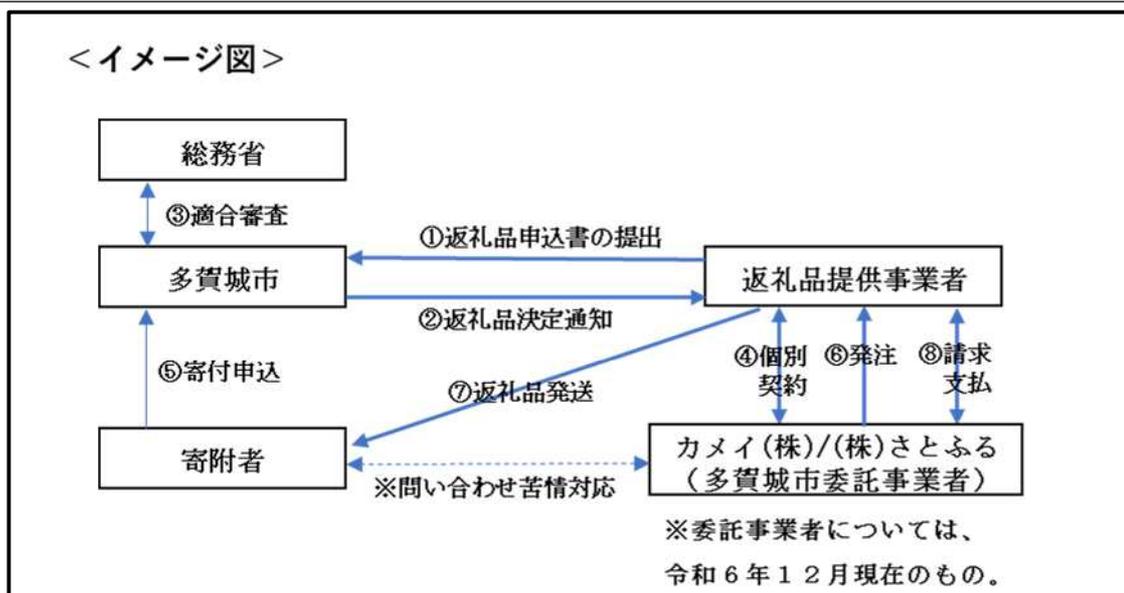
# 1 ふるさと・多賀城応援寄附事業の目的

多賀城市では、ふるさと・多賀城応援寄附事業（ふるさと納税）として、1万円以上の寄附をしていただいた方に、返礼品を進呈しています。

魅力ある返礼品を取り揃えることで、多賀城市をPRしながら、寄附の促進と市内事業者の商品のPRや販売促進、地域経済の活性化などの相乗効果を図ることを主な目的としています。

そこで、寄附者への返礼品として贈呈する物品や役務を提供していただける事業者の募集を行います。

# 2 ふるさと・多賀城応援寄附事業の流れ



(注) 現在、ふるさと納税に係る指定返礼品は、本市に加え総務省の審査が必要となります。総務省の審査が不適合の場合、市の指定取消しとなる場合があります。

(注) 本市では、ふるさと納税業務の一部（指定返礼品の発注、指定返礼品代金のお支払い等）を委託しています（令和6年度実績：カメイ(株)、(株)さとふる）。

専用ページに掲載し、寄附申し込みを受け付けるために以下内容にて委託事業者と契約を締結していただく必要があります。

①指定返礼品の送料は、委託事業者が負担します。

②指定返礼品に関する問い合わせ-苦情等については委託事業者の対応とします。

※委託契約内容詳細については、契約時に委託事業者より説明を行います。

### 3 返礼品提供事業者の要件

---

返礼品提供事業者として登録するためには、（１）～（７）全てに該当する必要があります。

- (1) 原則、多賀城市内に事業所（店舗、工場等）を有する法人、団体又は個人事業主
- (2) 多賀城市の市税を滞納していない者
- (3) 事業者、事業者の役員又は事業者の法定代理人が、多賀城市暴力団排除条例（平成24年多賀城市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等に該当しない者
- (4) 各種法規則や条例等に沿った生産・製造・販売・役務の提供を行っていること。
- (5) 原則、当該商品の調達及び寄附者への送付又は当該役務の寄附者への提供並びにそれらに付随する事務について市が委託する事業者と契約を締結し、契約内容を履行できること。
- (6) 品質等による保証や苦情等の対応ができること。
- (7) 申込み内容に対して、市が実地調査を行うことを求めた場合、確認に応じることができること。

### 4 指定返礼品の申込要件

---

指定返礼品として申し込むためには、（１）～（８）全てに該当する必要があります。

- (1) 平成31年総務省告示第179号における第5条第1項各号に規定する総務大臣が定める基準（別紙参照）のいずれか1つ以上を満たすもの
- (2) 価額（消費税を含む。）が1万円以上の寄附金額に応じて3割以下の額のもの
- (3) 第三者に対し迷惑を及ぼし、又は権利を侵害する恐れのないもの
- (4) 政治性、宗教性のないもの
- (5) 自ら生産・製造したもの以外の場合は、本市の指定返礼品として提供すること等について生産者・製造者の同意を得ているもの
- (6) キャラクター等を使用する場合は、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ているもの
- (7) 飲食物にあつては、寄附者に到着後3日以上消費期限が保証されているもの
- (8) 食品表示法等の関係法規を順守しているもの

## 5 申込期間及び提出書類等

---

### 申込期間等

随時受付中です。都市産業部産業振興課へ必要書類を提出してください。

Mail:[shoko@city.tagajo.miyagi.jp](mailto:shoko@city.tagajo.miyagi.jp)

### 提出書類等

- ◆ ふるさと・多賀城応援寄附指定返礼品提供事業者登録申請書兼誓約書（様式第1号）
- ◆ 暴力団排除条例に係る誓約書（様式第2号）
- ◆ ふるさと・多賀城応援寄附指定返礼品申込書（様式第3号）  
※申込品ごとの説明書・製造工程確認票を合わせて添付。
- ◆ 完納証明書（市税等に滞納がないことを証する書類）又は令和6年度・令和7年度指名競争入札参加申請受理票（承諾書）の写し  
※不明な点があれば、ご相談ください。
- ◆ 再委託承認願（様式第4号）  
※複数の者が共同して申し込む場合のみ

## 6 返礼品指定期間

---

申込後、審査を経て返礼品の決定をした場合は、次の期間中に返礼品として指定します。  
令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの期間

## 7 審査

---

審査は、都市産業部産業振興課で行い、選定します。

※審査の結果、選定決定したものについては、総務省に指定返礼品の適合審査の申請を行います（1～3か月程度）。

## 8 指定返礼品の変更及び辞退

### 指定返礼品の内容に変更がある場合

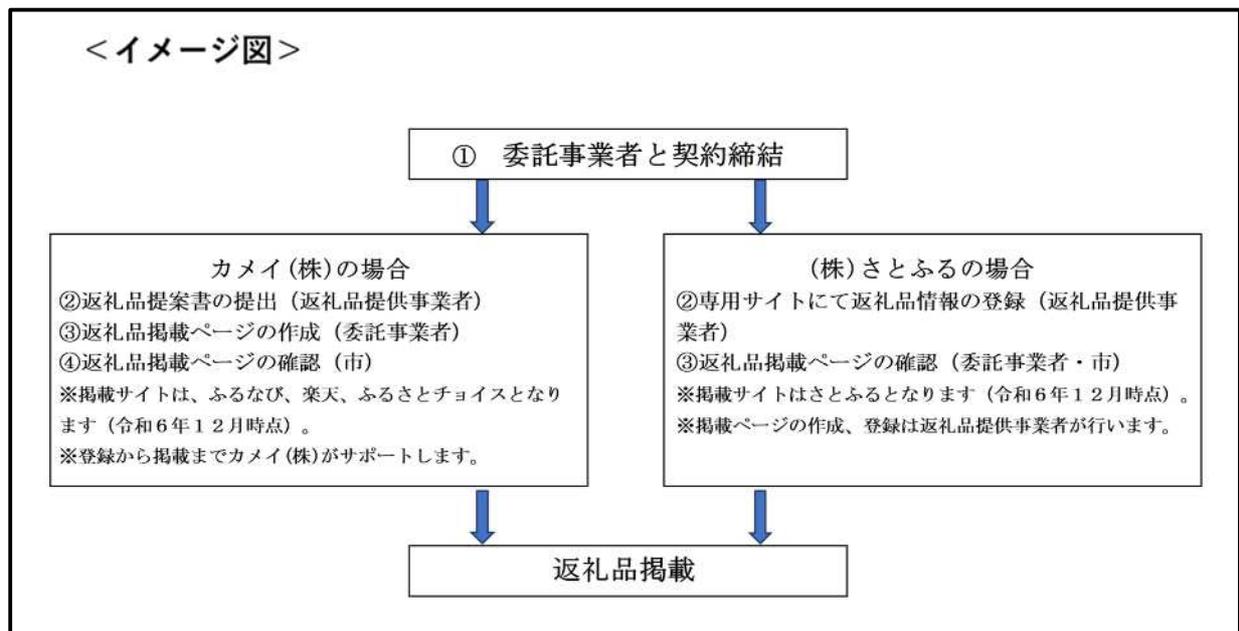
「ふるさと・多賀城応援寄附指定返礼品内容変更届（様式第5号）」を提出してください。

### 指定返礼品の提供を辞退する場合

「ふるさと・多賀城応援寄附指定返礼品辞退報告書（様式第6号）」提出してください。

## 9 決定後の指定返礼品掲載フロー

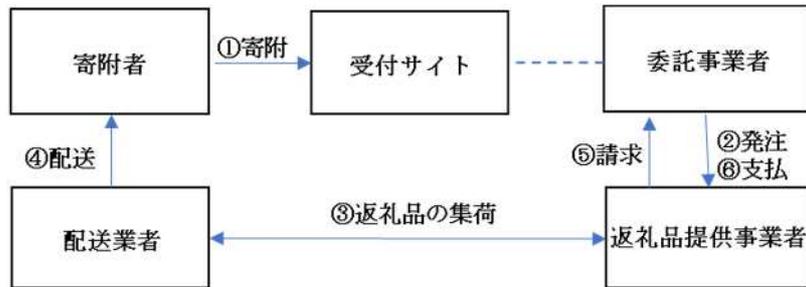
本市では、カメイ(株)と(株)さとふるにふるさと納税業務の一部を委託しており、指定返礼品掲載までのフローは次のとおりです。委託事業者により手続きが異なるため注意してください。



- ① 本市の委託事業者と契約締結
- ② 指定返礼品に関する情報の確認・登録
- ③ 指定返礼品掲載ページの作成・確認
- ④ 指定返礼品掲載（総務省による適合審査後1か月程度の期間を要する）

## 10 指定返礼品発注発送及び代金支払いフロー

<イメージ図>



※契約する委託事業者によって手順の詳細が異なります（契約時に委託事業者から説明します）。

カメイ(株)の場合	(株)さとふるの場合
<ul style="list-style-type: none"><li>・ヤマト運輸より、出荷予定書をFAXにて通知（集荷日2～3日前）</li><li>・ヤマト運輸より、直送依頼書をFAXにて通知（集荷日前日午前10時）</li><li>・ヤマト運輸にて集荷（ヤマト運輸が伝票を持参）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・(株)さとふるより、発注メールの送信（集荷日4日前）</li><li>・佐川急便にて集荷（佐川急便が伝票を持参）</li></ul>

- ① 寄附（寄附者 → 多賀城市）
- ② 発注依頼（委託事業者→返礼品提供事業者）
- ③ 集荷（返礼品提供事業者→配送業者）
- ④ 返礼品のお届け（配送業者）
- ⑤ 請求（返礼品提供事業者→委託事業者）  
※各月請求となります。
- ⑥ 支払（委託事業者→返礼品提供事業者）  
※ 月末締／翌月末払い 銀行振込（振込手数料は返礼品提供事業者負担）

## 11 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、多賀城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年多賀城市条例第1号）及び関係法令を遵守する必要があります。

また、返礼品提供事業者でなくなった後についても、同様の取扱いとなります。

## 12 その他留意事項

---

- (1) 本市は、事業者及び商品が3の「返礼品提供事業者の要件」及び4の「指定返礼品の申込要件」に適合しなくなると認める場合、返礼品の取扱いを終了します。
- (2) ふるさと納税制度の改正（法改正や国からの通知・通達等）により、指定返礼品としての契約の解除等の措置を講ずる場合があります。
- (3) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があった場合、指定返礼品の取扱いを終了します。